

石川県警からのお知らせ

令和2年11月13日に石川県道路交通法施行細則の一部が改正されました。

改正 自転車の幼児用座席に
乗れる者の**年齢制限**を改めました。

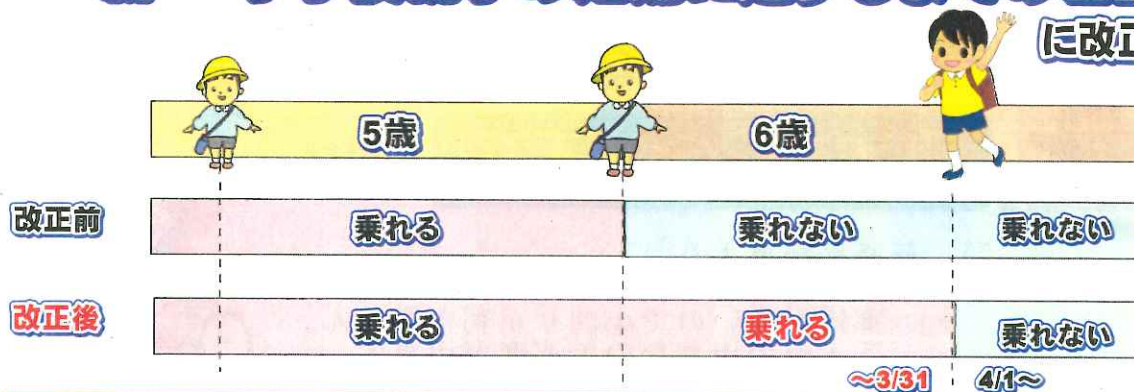


旧 「6歳未満の者」



新 「小学校就学の始期に達するまでの者」

に改正



石川県道路交通法施行細則第十条の二第一号イ(1)及び(2)を改正

【改正前】

- (1) 十六才以上の運転者が、幼児（六才未満の者をいう。以下同じ。）一人を幼児用座席に乗車させている場合
- (2) 十六才以上の運転者が、幼児二人を幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

【改正後】

- (1) 十六才以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者一人を幼児用座席に乗車させている場合
- (2) 十六才以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者二人を幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

令和2年3月、一般財団法人製品安全協会が策定する「自転車用幼児座席のSG基準※」の適用範囲について、新基準「年齢1歳（12か月）以上小学校就学の始期に達するまでの者」に改定されたことを踏まえ、細則を改定し、小学校就学の始期に達するまでの6歳児の乗車を可能としました。年齢制限は緩和されるものの、製品ごとに体重の上限や目安身長が定められていることから、乗車させるときは、その点注意が必要です。

※ SG基準 Safety Goods 消費生活用製品の安全性を認証する制度